

令和 5 年度
宮崎県立高城高等学校
いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、SNS での誹謗中傷を始めとする新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「宮崎県立高城高等学校いじめ防止基本方針」として定めることとしました。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	7
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携	8
(6)	関係機関との連携	8
4	重大事態への対処	8
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】資料1～8

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは本校全ての生徒に関係する問題で、安心して学校生活を送ることができるようになることを旨として、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- 本校からいじめを一掃し、いじめの未然防止に努めます。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護し、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することに努めます。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動、行動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ・不登校対策委員会を設置します。なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒との面談を行うなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、関係学年主任、中途退学対策教員、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 日頃の生徒の実態把握

2 いじめの防止等に関する措置

※資料1 参照

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流の実施(体育祭、银杏祭、スポーツデイ、百人一首大会、遠足等)
 - ホームルームでの話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進(清掃活動、挨拶運動、校外ボランティア活動等)
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
- ホームルーム等における生徒同士の相談活動の推進

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施(年2回)
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的に教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。
- 面談週間の設定
- (ウ) 教科やホームルームの時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
- 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- PTA総会での学校の方針説明
 - 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
 - 生徒の発する具体的なサイン一覧表の作成と共有 ※資料 2、3、4 参照
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 面談相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的にアンケートを実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ・不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等が持っているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積
 - 中学校時の情報交換のための中高連絡会の実施

(3) いじめに対する措置

※資料 5 参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事又はいじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員及び管理職に速やかに報告します。
- イ 情報の共有
 - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、いじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
 - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の委員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、生徒へのアンケートを行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ・不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」で決定します。
- 「いじめ・不登校対策委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに「いじめられた生徒を全力で守り抜くという立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聴く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

学校が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平を前提として対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが発生した集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気を持って「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

○校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

○いじめの解消の定義は、以下の要件を満たすこととします。

- ① いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。
- ② 心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒への誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

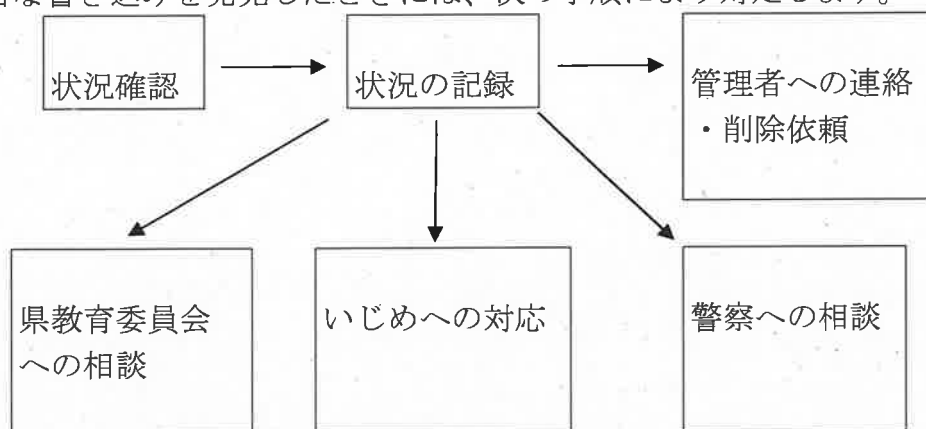
○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施します。

○インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるため、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進するとともに、学校運営委員会が中心となって学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 県教育委員会との連携

○関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

○関係機関との調整

イ 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合

○犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

○スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）

○家庭の養育に関する指導・助言

○家庭での生徒の生活環境の状況把握

エ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○生徒が自殺を企図した場合

○精神性の疾患を発症した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

○いじめによる欠席が1週間継続したとき、または継続していないものの欠席が7日間となったとき

○いじめによる欠席が概ね1か月を経過したとき

- (2) 学校は事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 本校の基本方針の策定から3年を目処として、国や県の動向等を勘案しながら、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、ふだんから定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 本校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

宮崎県立高城高等学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となつた活動	人権学習	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	対面式 遠足		グループエンカウンター	学校基本方針の確認と目標の共有		毎週1回学年会を実施し、学年内のいじめの状況について学年で情報共有	PTA総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5	生徒総会	生徒総会(クラス提出議案審議) いじめ防止について				↓	家庭訪問、三者面談 第1回PTA全役員会	
6		いじめ防止についての取り組み決定			第1回面談週間 教育相談	毎週金曜日のいじめ不登校対策委員会で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議		
7	インターンシップ 企業郷土探究 スポーツデイ	社会とのかかわり 異学年交流会	人権学習 1年：ネットいじめ 2年：さまざまな差別について 3年：就職差別について	人権教育研修	家庭訪問	↓	第1回学校評議員会	職員アンケート
8				職員研修(いじめ防止)		職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有	三者面談での相談	中間評価と取組の改善
9	体育祭	体育祭での絆づくり			第2回面談週間 教育相談	※緊急の事案については随時対策委員会を開催		
10		銀杏祭での絆づくり				※アンケートの分析、取組の改善原案作成	学校基本方針について保護者・地域アンケート	
11								

資料 2

本校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さについて取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置（※資料5：「緊急時の組織的対応」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などを実情に応じて構成する。

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - 保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③－A 生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料 3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン<例>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン<例>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

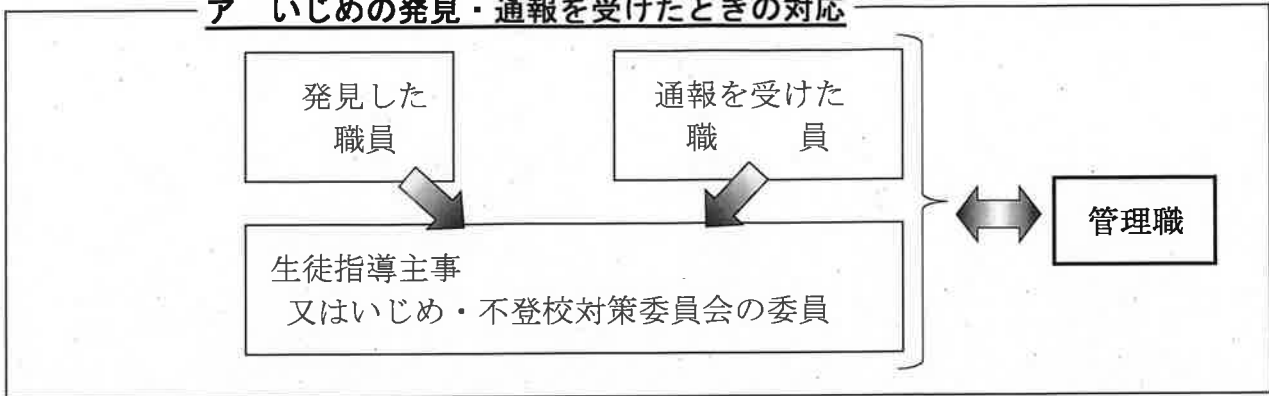
家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

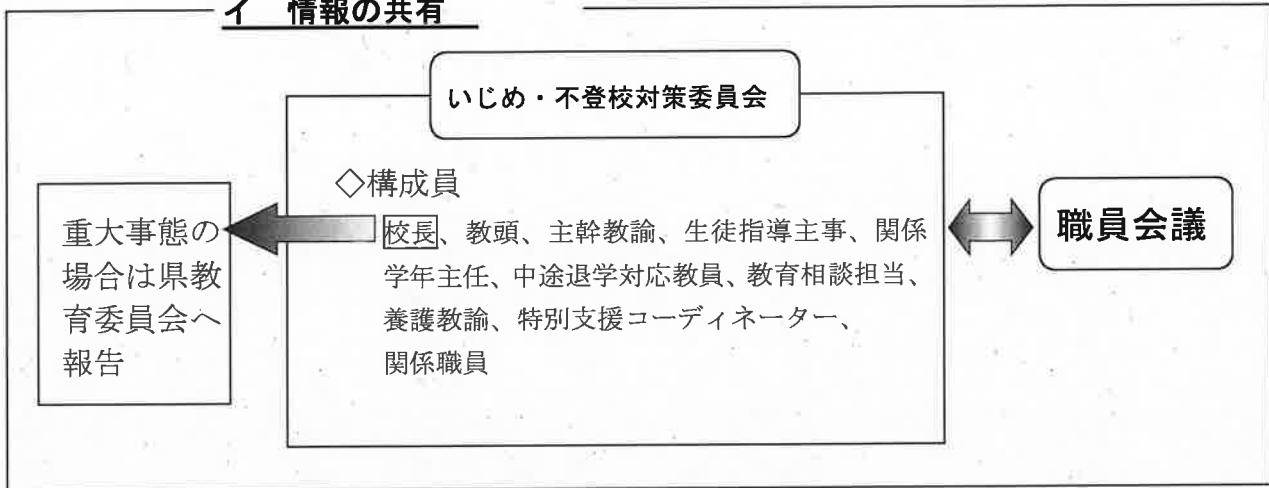
資料 6

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）＜例＞

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有

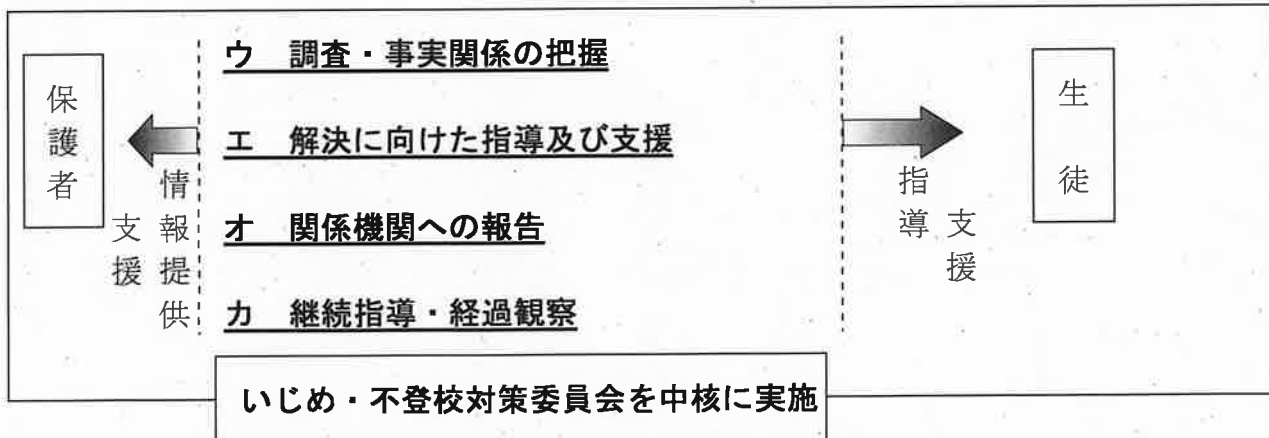


ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

オ 関係機関への報告

カ 継続指導・経過観察



学

校



資料7

いじめの解消チェックシート

- ☐ **A** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを本人に確認した。
- ☐ **B** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを周囲の状況や日常の観察から確認できる。(疑わしい状況が見当たらない。)
- ☐ **C** いじめ行為が3か月継続して止んでいるという確認を「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- ☐ **D** 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることの記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。
- ☐ **E** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないか本人に確認した。
- ☐ **F** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないかその保護者に確認した。
- ☐ **G** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないという確認を、被害児童生徒とその保護者に「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- ☐ **H** 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないことを記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

- 全てチェックあり・・・・・・・・・・ **解消している** ⇒再発の可能性を考慮した見守りを継続
- AやBがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒さらに3か月継続して止んでいるか観察
- CやDがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断
- EやFがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒心身の苦痛の原因を調査し解消に向け対応
- GやHがチェックなし・・・・・・・・・・ **解消ではない** ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

